

農地法施行規則第29条第1項第1号届出書の添付書類一覧 (200㎡未満の農地で農業用施設に供する場合)

必要書類	部数	内 容	確認欄
届 出 書	2	届出書は農業委員会事務局にあります。	
届出地の登記事項証明書 (全部事項)	1	届出地全ての土地登記事項証明書（全部事項証明に限る、法務局交付後3ヶ月以内のもの、原本1部）	
(同意書)	(1)	*担保・地役権が設定されている場合、所有権移転に対する同意書が必要	
字限図	1	法務局所管の字限図（写し可、3ヶ月以内のもの） *隣接地の隣接地全てに所有者名、地目、耕作者を記載して下さい。	
(合成図)	(1)	*隣接地が別葉の公図となっている場合はその公図を添付するとともに合成図を作成して下さい。 *公図上に国有里道・水路が介在する場合は里道は赤、水路は青色を着色して下さい。	
位置図	1	申請地の位置を示した図面（2,500分の1） A4サイズ →市現況平面図(泊図) 1部200円（都市計画課 A3サイズで可）、または市HP「都市計画地図情報」からの印刷も可能です。	
見取図	1	申請地付近の見取図（住宅地図に位置を表示） A4サイズ	
事業計画図	1	転用目的の利用計画がわかる計画平面図を作成してください。	
施設等計画図	1	建築平面・立面・配置図等（建築確認を受ける図面と同一のもの）	
隣地同意書	1	隣接農地の所有者及び耕作者の同意書（原本1部）	
水利・農会同意書	1	水利関係代表の同意書（原本1部） 農会長の同意書（原本1部）	
農振法の施設用地証明	1	農振法に基づく農業用施設用地証明書（原本1部）農村整備課	
住民票抄本	1	申請者のいずれかが市外に居住している場合、譲渡人の現住所氏名が登記簿と異なる場合、住民票抄本（原本1部、交付後3ヶ月以内のもの） *なお、相続登記未了の場合で相続人全員で共同申請する場合は被相続人の除籍謄本（原本1部）、特定人が単独で申請する場合は遺産分割協議書（写1部）又は相続放棄同意書（写し1部）	
土地改良区の意見書	1	申請地が土地改良区の区域内にあるときは、理事長の意見書（原本1部）	
お尋ね書	1	*各項目について事前に確認をお願いします。 *提出前に必ず 地区担当の農業委員に現地の説明 をお願いします。（申請地及び転用目的等…面談もしくは電話で）	
その他参考書類	1	必要に応じ、書類・図面等の追加の提出が求める場合があります。 ※代理人が書類を提出する場合は委任状が必要。	

提出前に必ず地区担当の農業委員の現地確認を受けておいて下さい。
(現地確認が未了の場合、受理通知が遅れることがあります。)

※複写した書類・図面等には、原本証明をして下さい。
◎受付は随時（土日曜日等の閉庁日は不可）